

役員 の 定年制 について の 申し合わせ

平成 17 年 2 月 18 日
社団法人東京都個人タクシー協会

標記について、会員全体において下記のとおり申し合わせる。

記

役員 の 定年制 について、問題として取り上げられた平成 11 年当時は、役員と一般事業者との平均年齢の差が 10 歳近くあったことから、ものの見方に対する考え方の相違等により、一般事業者の意見・要望等が反映されにくいとの不満が前提となっていた。このほか、社会一般の役員年齢と比較した場合も、かなり高齢化が顕著だった。

このため、若手事業者等から、より幅広い年齢層からの登用機会を広げるべきとの声が背景としてあった。

しかし、最近の就任時の状況を見ると、役員 の 平均年齢は 63.8 歳であり、事業者の平均年齢 60.2 歳との差は 4 歳弱の開きはあるものの、これが問題になるほどかけ離れているとは言えず、この問題の検討を開始した時点からみると既に実質的な改善が図られたと言える。

こうしたことから、役員 の 定年制 について改めて規約を設ける必要性は薄く、今後も現在の状況が後退（高齢化へ向かう）することのないよう会員全体において、申し合わせる。

ただし、次代を担う若手事業者の役員登用については、早い段階からより多くの経験を積ませ、豊富な知識と指導力を兼ね備えた役員を育てていくことが求められていることを踏まえ、バランスの取れた役員構成の中で、常にスムーズな交代が出来るように努めるものとする。

引退に際して、役員等は組織の上に立つ者として、当業界が推進している譲渡譲受制度の活用についても率先して協力するよう心掛けるものとする。

また、街頭営業適正化推進指導員については、年間を通じ、深夜時間帯も含め 2～3 時間にわたる街頭指導等の任を担うことから、現在推薦基準において「健康で専ら営業に従事しているもの」と規定されているが、その選出に当たっては、この点を今後とも十分に配慮するものとする。